

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 の評価について
(平成 28 年度 検証・評価シート)

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 における具体的取組み方策

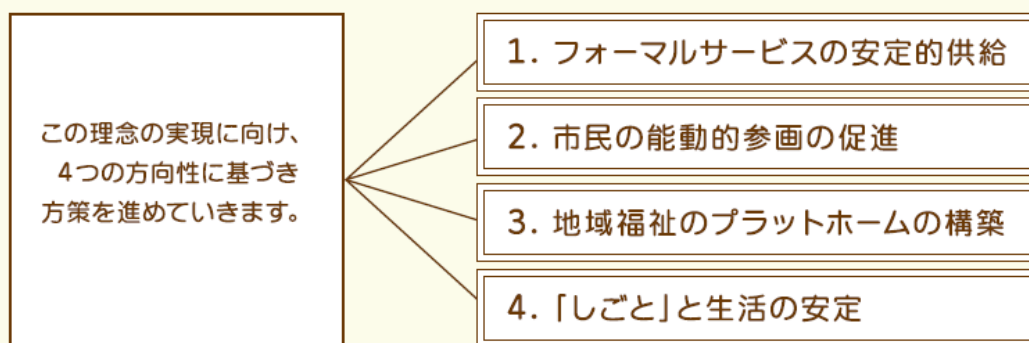
計画の基本理念

～ つながりと支え合いが織りなす市民福祉の実現 ～

市民一人ひとりの地域での安全で安心な生活が保障され、あらゆる人が社会から排除されずに居場所と役割を得て生活できる包摂的な地域社会の実現（ソーシャル・インクルージョン）を目指していく中で、自主・自発的意思をもった市民が地域社会における課題解決に向け、事業者・行政など多様な主体とともに、意思決定を行い、多様な取組みを実践していく「*ローカルガバナンス」（自律と分権に基づく協治）を具現化していきます。

※ ローカルガバナンスとは

自分の暮らす地域で起こる問題を、みんなが自分の事として受け止め、市民・事業者・行政がともに協力し合って考え、決定し、取り組んでいくという考え方のこと。



1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌 ～フォーマルサービスの安定的供給～

市民が地域福祉の主体として活躍していくためには、市民の安全で安心な暮らしが保障されなければなりません。公的サービスが安定的に供給されること、その人らしさが尊重され、虐待などの権利の侵害を受けない、あたりまえの権利が守られることが必要です。

- 福祉サービスの充実
- 包括的な相談支援体制の整備
- 生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止
- 権利擁護/虐待防止の取組み
- ユニバーサルデザインのまちづくり など

2. 市民が地域福祉の主役になるために ～市民の能動的参画の促進～

様々な市民が、能動的に参画し、いろいろな主体と互いに関わり合いを持つなかで、地域の課題解決につながる新しい取組みが生まれます。市民をはじめとした多様な主体の参加を広げていくとともに、市民が担い手として参加するだけではなく、主役となって課題解決の意思決定に参画できる環境づくりが必要です。

- 市民が参画しやすい環境整備
- 健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり
- 社会福祉法人による地域における公益的活動の促進
- ボランティア・NPO団体等への支援と協働の促進 など

3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～

既存の制度・枠組みでは解決できない地域福祉課題に対応するため、フォーマル・インフォーマルの両サービスを効果的に結びつけるとともに、必要に応じて市民をはじめとした多様な主体による話し合いにより課題を解決していく仕組み（地域福祉のプラットフォーム）の構築が必要です。

- 地域における多様な主体による協議の場づくり
- 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援
- 医療・福祉の幅広い連携
- 「地域支え合い活動」の充実
- 災害時における要援護者への支援体制の整備 など

4. 市民が地域社会でいきがいを感じるために ～「しごと」と生活の安定～

「しごと」は、市民一人ひとりが安定した生活を送るために欠かせないものであり、また、地域社会において役割を果たしながら社会的なつながりを保ち、自分らしい生き方を実現していくうえでも大切です。誰もが身近な場所に「しごと」を確保できるよう、多様な働き方を創出する取組みが必要です。

- 多様な働き方の確保 など

4つの方向性と具体的方策

1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌 ～フォーマルサービスの安定的供給～	
(1) 福祉サービスの充実と包括的な供給	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉サービスの充実 ② 包括的な相談支援体制の整備 ③ 福祉における個人情報保護と情報の共有化 ④ 生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止
(2) その人らしい生き方が尊重される地域生活の確保	<ul style="list-style-type: none"> ① 権利擁護／虐待防止の取組み ② ユニバーサルデザインのまちづくり ③ 地域での居住の安定確保への支援 ④ 共生型（多世代交流・多機能型）福祉拠点の展開
2. 市民が地域福祉の主役になるために ～市民の能動的参画の促進～	
(1) 市民が参画できる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民が参画しやすい環境整備
(2) 市民をはじめとした多様な主体の参加が広がる方策	<ul style="list-style-type: none"> ① 健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり ② 若い世代等に向けた地域とのつながりづくり ③ 社会福祉法人による地域における公益的活動の促進 ④ 企業・事業所との協働による地域福祉活動の展開 ⑤ 学校を拠点とした地域交流
(3) 市民の活動が定着するための方策	<ul style="list-style-type: none"> ① ボランティア・NPO団体等への支援と協働の促進 ② 地域ボランティア活動の促進
3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～	
(1) 新たな仕組みや取組みを創出するネットワークの構築 （区単位のネットワーク）	<ul style="list-style-type: none"> ① 区社会福祉協議会を中核とした福祉課題への対応 ② 地域を支える多職種・多団体とのネットワークづくり
(2) 早期発見・早期解決に結びつけるネットワークの構築 （身近な地域におけるネットワーク）	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域における多様な主体による協議の場づくり ② ふれあいのまちづくり協議会への支援と他の社会資源との連携 ③ 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援 ④ 医療・福祉の幅広い連携
(3) プラットホームを活用した福祉課題への取組み	<ul style="list-style-type: none"> ① 「地域支え合い活動」の充実 ② 災害時における要援護者への支援体制の整備
4. 市民が地域社会でいきがいを感じるために ～「しごと」と生活の安定～	
(1) 誰もが「しごと」を確保できる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 「しごと」の“地産地育”に向けたコミュニティビジネスの展開 ② 多様な働き方の確保

取組み方策に対する評価

I. 国における地域共生社会の実現に向けた動きと神戸市の市民福祉総合計画

国においては、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進として、社会福祉法の一部が改正され、平成30年4月1日より施行されることになっている。改正内容の主なものとして①地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨が追加されたこと、②市町村は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとされたこと、③市町村は市町村地域福祉計画の策定に努め、また計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項が追加されたこと等が挙げられる。

一方、“こうべの市民福祉総合計画2020”は社会福祉法における市町村地域福祉計画を兼ねているが、本計画においては、福祉分野のみならず、保健医療、住まい、防災、しごと等幅広い分野の視点から高齢者・障害者・児童・その他の福祉における共通的な事項を取り入れた計画となっており、国の方向性に合致した内容となっている。また、すでに①地域における多様な主体による協議の場づくり②包括的な相談支援体制の整備等を進めており、この改正法に対応できる内容となっているため、引き続き本計画に基づく取組みを進めていく。

Ⅱ. 4つの方向性に対する検証

1. フォーマルサービスの安定的供給

目指すべき姿

- ◆ 福祉サービスが様々な取組みにより充実し、また複合的な課題にも包括的に対応できる相談支援体制の整備が進んでいる。
- ◆ 権利擁護の取組みや人々の多様性への理解が進み、その人らしい生き方が尊重される地域生活が確保されつつある。

主な取り組みの成果及び課題

(福祉サービスの充実)

- 市民福祉大学における従事者向け研修の再構築や福祉人材確保施策懇話会の開催など福祉人材の確保及び定着支援を推進した。また、既存の高齢者介護士認定事業やケアマネージャー研修の実施等により質の向上を目指している。しかしながら、未だ福祉人材の離職率は高く、今後も福祉人材の確保・定着に向けた施策の推進が必要である。

(包括的な相談支援体制の整備)

- 本庁組織、各区に設置した「くらし支援窓口」、社会福祉協議会の「地域福祉ネットワーク」の体制強化を行った。このことにより、制度の狭間や複合する問題に対する包括的な相談支援体制が整いつつある。しかしながら、認知度がまだ低く、今後も周知に向けた努力が必要である。

(生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止)

- 福祉事務所のハローワーク常設窓口の拡大や家計相談支援事業の開始等生活困窮者への支援策を充実させた。また、学習支援事業の拡充により高校進学率があがっており、貧困の世代間連鎖の防止に繋がっていくことも期待される。さらに地域において、こどもが安心して過ごせる居場所づくりの取組みを始めた。今後、補助要件の緩和など地域団体が取り組みやすい制度にしていく必要がある。

(権利擁護/虐待防止の取り組み)

- 「成年後見の利用手続き相談室」の拡大をする等権利擁護事業の充実を図った。平成28年5月には「成年後見制度利用促進法」が施行され、今後は必要な方へ早期に支援を届ける体制整備について検討していく必要がある。

(ユニバーサルデザインのまちづくり)

- 「障害者差別に関する相談窓口」の開設や神戸市障害者差別解消支援地域協議会を設置するなど障害者差別解消法施行にかかる取組みを始めた。今後も障害のある人もない人も共に生きる「共生社会」を目指して、普及啓発活動を行っていく必要がある。

(地域での居住の安定確保への支援)

- サービス付き高齢者向け住宅の実態調査等を行い「サービス付き高齢者向け住宅の良好な整備・運営に向けた方策のあり方について」の取りまとめを行い、方向性を示した。高齢者人口の増加や介護保険制度の動向等サービス付き高齢者向け住宅を取り巻く状況が刻々と変化しているため、適宜見直しを行っていく必要がある。

小委員会での委員意見（検証・評価シートより抜粋）

(福祉サービスの充実)

- 新たな処遇改善施策については、大変嬉しく思っているが、長く働いてきた人に対する施策が少なく、不平等さを感じており、もっと定着に対する支援が必要と思われる。

(包括的な相談支援体制の整備)

- くらし支援窓口や地域福祉ネットワークの認知度向上のために、子育て家庭全体に繋がることのできる保育・幼児教育、小中学校、さらには高校や大学にも広報協力依頼をすることも有効なのではないか。
- 方向性は評価できるが、まだくらし支援窓口や地域福祉ネットワークの存在はあまり知られていない。困った時に、どこに、誰に繋がるかの分析をしっかりとした上で機動性のある仕組みづくりが必要である。

(福祉における個人情報の保護と情報の共有化)

- 個人情報というのは、早い期間で変わっていく。細やかな個人情報を提供してもらわないと、要援護者支援はなかなか進んでいかない。
- 情報の共有・分担・保管をどうするのか、どこまで情報が取れるのか、どうやって垣根を越えていくのかというのが今後の課題である。

(生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止)

- 本人からの相談というものが多と思うが、申請主義ではなく、役所からアウトリーチできるかということも大事だと思われる。

(地域での居住の安定確保への支援)

- 公営住宅の一面を若者が住めるようにしたり、障害のある人の社会復帰に向けての訓練施設として担ったりする等一つの枠組みにごちゃまぜに入れ込んでいく取組みができないか。
- 若者の就労傾向や収入の状況を把握し、どのような住居確保が有効か検討していくことが求められる。

2 市民の能動的参画の促進

目指すべき姿

- ◆ 地域福祉活動に関心をもつ多様な主体の参加が広がる中、地域の課題が地域で共有され住民が主体となって課題への対応に意思決定していくことの大切さへの理解が広まっている。

主な取り組みの成果及び課題

(市民が参画しやすい環境整備)

- 「神戸市地域コミュニティ施策の基本指針」の具体化に向け庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、地域の負担軽減のための補助金の見直しや地域課題の共有・合意形成のための地域カルテ手順書の作成等の検討をおこなった。今後施策の推進のためには、関連部署との調整が必要であり、また人員の確保も課題である。

(健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり)

- 平成 29 年 4 月からサービスが開始される「介護予防・日常生活支援総合事業」について、検討をおこなった。地域での介護予防を今後よりいっそう推進していくため、地域拠点型については小学校区に 1 ヶ所の設置を目指して取組みを進めていく必要がある。

(社会福祉法人による地域における公益的活動の促進)

- 各区社会福祉協議会が牽引役となりながら、「各区社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんねっと）」の設置が進み、制度の狭間の課題や子どもの貧困等の地域の課題に対して取り組んでいる。今後はくらし支援窓口を中心とした行政の連携を進めていく必要がある。

(企業・事業所との協働による地域福祉活動の展開)

- 企業と連携した介護予防事業(介護予防カフェ)の取組みを進めており、高齢者の閉じこもり防止や活躍・生きがいつくりの場が広く展開している。現在は、1 企業のみでの連携協定となっているため、他企業とも連携し、展開していく必要がある。

(ボランティア・NPO 団体等への支援と協働の促進)

- パートナーシップ活動助成による NPO 等市民団体への支援や、中間支援団体 (NPO) による相談窓口の設置及び説明会の開催等 NPO との協働を進めている。NPO 等の活動が継続して発展するよう、引き続き支援していく必要がある。

(地域ボランティア活動の促進)

- 市民福祉大学では各区ボランティアセンターとの連携を進め、地域における福祉人材の養成・確保に努めている。また、ファミリー・サポート・センター事業については、出張して講習会を実施し、地域において子育てを応援したい人(協力会員)向けの講習会を拡充して実施する等ボランティア活動に参加しやすい条件の整備に努めている。今後も地域活動に関心のある人を結びつける機会を増やしていく必要がある。

小委員会での委員意見（検証・評価シートより抜粋）

（市民が参画しやすい環境整備）

- 地域担当制にて地域団体がどんな活動を誰に対して行っているのかという変化を押さえ、より効率的に活動を広める、あるいは立ち上げる支援が必要だと思われる。
- 地域コミュニティ支援者会議では、事例検討を通して、エッセンスを共有した方がよい。

（健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり）

- 兵庫県では、認知症サポーターが見守りの目として仕事もしているということを出す時に事業者協定をやっている。神戸市でも認知症にやさしいまちだということをアピールできるように環境整備をしていただきたい。

（若い世代等に向けた地域とのつながりづくり）

- トライやるウィークで民生委員活動や地域福祉活動（見守りや支え合いの活動等）をプログラムとして入れ込んでどうか。
- 若い世代として、小中学生以外が抜け落ちている。高校生、大学生、若者や親世代を意識することが必要である。多忙な勤労世代に時間や内容を限定する形で繋がり貢献したい親世代に響くアプローチを考えたい。

（社会福祉法人による地域における公益的活動の促進）

- 社会福祉法人の各区連絡協議会の設置が進んでいるが、地域貢献、地域福祉の推進に関する取組みに期待したい。

（企業・事業所との協働による地域福祉活動の展開）

- 神戸市民が医療産業都市の恩恵にあずかっているという、なかなかそうは見えない。高度医療の集積地であるので、世界中で話題の認知症について、もう少し多くの企業と何か総合的にやってほしい。

（ボランティア・NPO団体等への支援と協働の促進）

- ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスへの関心の高さと並行して、一般社団法人の相談が増加している。NPO法人に加え、非営利型一般社団法人も支援対象として視野に入れる必要がある。

3 地域福祉のプラットフォームの構築

目指すべき姿

- ◆ 地域において様々な主体によるネットワークが構築され、支援が必要な人に早期にフォーマル又はインフォーマルな支援を届ける仕組みができています。
- ◆ 地域では課題の解決を目指す協議の場が開かれ、地域の課題を地域で解決できつつあり、必要に応じて区レベルの施策に反映される仕組みも機能し始めている

主な取り組みの成果及び課題

(区社会福祉協議会を中核とした福祉課題への対応)

- 区社会福祉協議会に地域福祉ネットワークを拡充配置し、地域福祉ネットワーク事業の全市展開をおこない、「制度の狭間・複合化する福祉課題への支援」を進めた。課題の把握件数及び支援件数は増えており、一定の効果があげられている。今後も地域団体や専門機関、区行政とより一層連携を深めていく必要がある。

(地域を支える多職種・多団体とのネットワーク作り)

- 地域福祉ネットワークの取り組みにより、既存の仕組みでは対応できていない地域課題等の解決を契機に、従来はつながっていなかった関係機関とのネットワーク化を実現している。地域福祉ネットワークと区社会福祉協議会内のコーディネーターや地域の協力者との新たな連携の検討など地域の取組みを効果的に支援する体制づくりを強化していく必要がある。

(地域における多様な主体による協議の場作り)

- 身近な地域における協議の場として各区自立支援協議会、地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会が開催され、各関係者で情報の共有化が図られ、地域課題の早期発見、早期解決の仕組みができてきている。今後はそれぞれの協議の場の連携が課題である。

(民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援)

- 民生委員業務の見直しにより負担軽減に努めたり、活動費の引き上げを行ったりすることにより、職務に専念できる環境整備に取り組んだ。今後も成り手不足解消や複雑化・多様化する相談に対応できるよう、活動の支援を行っていく必要がある。

(医療・福祉の幅広い連携)

- 医療・介護関係者からの在宅医療に関する相談受付や多職種連携会議の開催を行う「医療介護サポートセンター」を4区(5箇所)に設置し、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の構築を進めた。今後も多職種ネットワークの構築や情報共有方法等、より具体的な連携方法の検討など医療と福祉の連携の取組みを進めていく必要がある。

（「地域支え合い活動」の充実）

- 平成 27 年度より地域支え合い推進員を配置し、住民相互に見守り支え合えるような地域づくりを始めており、新たな協力事業者が増え、地域に見守りの目が広がっている。今後は高齢者に限らず、障害者を含めて災害時に支援が必要となる方を把握し、平常時から見守り支える体制整備を進める必要がある。

（災害時における要援護者への支援体制の整備）

- 要援護者の初動受入れと生活支援を行う基幹福祉避難所の指定を行うなど災害時における要援護者への支援体制の整備を進めた。今後も引き続き、地域における共助の取組みの支援や福祉避難所の拡充など要援護者への支援体制の整備を進める必要がある。

小委員会での委員意見（検証・評価シートより抜粋）

（地域を支える多職種・多団体とのネットワーク作り）

- コミュニティソーシャルワークは個別支援ありきの支援開発にとらわれてしまっているような印象が強い。一方でそのニーズを把握するための地域支援のプログラムであったり、コミュニティワークの実践であったりというものがもっと多様にあるべきだと思う。

（地域における多様な主体による協議の場作り）

- 法規定された協議体だけでなく、日常の地域活動を支えるプラットフォームの意義を再度認識し、存続を支える役割が行政にはあると思う。

（ふれあいのまちづくり協議会への支援と他の社会資源との連携）

- ちょっとボランティア運動等低調な取組みについては、ボランティア団体やNPOと連携し、助け合い活動を拡充する。
- 活動内容や役員体制、会計等の透明性を担保するため、それらの情報をITで開示する。
- ふれあいのまちづくり協議会はとても頑張っていると思うが、高齢化しているため、事務局機能やマネジメントのところを支えていくのが大事なのではないかな。

（民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援）

- 公務員による民生委員のインターンシップの取組み等ができるとう面白いのではないかな。神戸市では市職員の副業をOKにしたが、この副業を広く捉え、若いうち（30代～40代）から民生委員になることを推奨していくなどの取組みも並行してできないものかな。

4 「しごと」と生活の安定

目指すべき姿

- ◆ 地域の課題を、有償の仕組みを取り入れた地域住民の支え合いで解決する取組みが進み、ボランティアと一般的な雇用の間に位置づけられる多様な「しごと」の創出が増えてきている。
- ◆ 一般的な就労だけでなく、中間的就労など多様な働き方を確保する取組みが進み、誰もが「しごと」を確保できる環境が整いつつある。

主な取り組みの成果及び課題

（「しごと」の“地産地育”に向けたコミュニティビジネスの展開）

- 介護保険制度の改正により、市町村が地域の実情にあわせて独自の事業を実施する総合事業への移行に伴い、地域活動の担い手養成として「生活支援・介護予防サポーター養成研修」を実施し、研修終了後の地域団体への参加や新規グループの立上げ支援を行った。今後は地域における活動を安定的に継続していくための支援が必要である。
- ソーシャルビジネスマーク認証事業、ソーシャルビジネス推進助成制度の実施により NPO・事業者の取組みを支援しており、「ソーシャルビジネス推進委員会」の意見を踏まえて広報の充実等の改善をおこなっている。また、神戸いきいき勤労財団においては、「社会貢献塾」と連携する形でコミュニティビジネスに関する研修・講座を開催し、地域活動のリーダーの育成を図った。

（多様な働き方の確保）

- 多様な働き方の選択肢として障害者の短時間雇用（週 20 時間未満雇用）の導入促進に向け、「障害者の短時間雇用創出に向けた懇話会」を開催し、短時間雇用創出の取組みを始めた。短時間雇用は、障害特性に応じた働き方が可能となり、就労機会をもたらす就労形態であることから、関係機関と連携しながら具体的に進めていく必要がある。
- 障害者、高齢者、ひきこもりの若者など生活課題を抱えた方が「しごと」（就労や地域活動などへの参加）を通じて、社会とつながることを目指すにあたり、市民・事業者・行政はそれぞれの立場でどのようなことができるかなどを考えるシンポジウム（地域で「はたらく」キックオフ！シンポジウム）を開催し、事例を通して多様な働き方についての市民啓発に努めた。
- 直ちに一般就労を目指すことが困難な生活困窮者に対して、支援つきの就労機会を提供し、必要な訓練を行う事業所を就労訓練事業所として認定している。この認定は事業所の自主事業として位置づけられており、市は事業の周知啓発や事業所への支援対象者へのマッチングが課題となっている。

○女性・高齢者・障害者等の多様な働き方の推進として、市民向けにクラウドソーシング、企業向けにテレワークを推進するセミナー等を行った。多数の参加があり、参加者の半数近くが実際に仕事を受注するなど、多くの市民に対して時間や場所にとらわれない新しい働き方を紹介することができた。

小委員会での委員意見（検証・評価シートより抜粋）

（「しごと」の“地産地育”に向けたコミュニティビジネスの展開）

●生活支援・介護予防サポーター研修や社会貢献塾の人材養成研修をアウトプットとして、高齢者・こども・若者への支援事業が対応できるよう、需給情報が適切に得られる仕組みを作る。

（多様な働き方の確保）

●クラウドソーシングやテレワークなどの取組みは非常に興味深い。これらの仕組みを利用して、地域の（団体の会計事務等の）人材を発掘できれば面白いのではないかと思う。

Ⅲ. 基本理念の実現に向けた4つの方向性の総合評価（H28年度時点）

「1 フォーマルサービスの安定的供給」においては、本庁組織、各区に設置した「くらし支援窓口」、社会福祉協議会の「地域福祉ネットワーク」の体制を強化し、包括的な相談支援体制の整備を進めたほか、福祉事務所のハローワーク常設窓口の拡大や家計相談支援事業の開始など生活困窮者への支援策を充実させた。また、権利擁護事業の推進、児童虐待に対応する体制の充実や「障害者差別に関する相談窓口」の開設などその人らしい生き方が尊重される生活の確保に向けた取組みを進めた。一方、福祉サービスの充実に向け、福祉人材確保施策懇話会の立上げや保育人材の確保事業等に取り組んだが、福祉人材の不足は未だ深刻な課題であり、今後もさらなる施策の推進が必要である。

「2 市民の能動的参画の促進」においては、「神戸市地域コミュニティ施策の基本指針」の具体化に向け庁内にプロジェクトチームを立ち上げるなど市民の参画の促進に向けた取組みを始めた。各区の社会福祉法人が、地域における様々な福祉課題への対応について連携し、協議・情報交換を行う「各区社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）」の設置が進み、また地域団体と行政と協働による地域福祉活動の事例も出てきており、多様な主体の参加が広がりつつある。本年度ネットモニターアンケートにおいて、定期的に地域活動に参加している人の割合は20.2%となっており、今後より多くの人々の参加を広げるために、市民活動の定着に向けた取組みが求められる。

「3 地域福祉のプラットフォームの構築」においては、地域福祉ネットワークの取組みにより、従来はつながっていなかった関係機関とのネットワーク化の実現や、課題解決に向けた仕組みづくりが進んでいる。また、ふれあいのまちづくり協議会が地域福祉センターにおいて実施する「福祉情報提供・身近な相談機能づくり」や民生委員の活動支援を引き続き実施し、課題を早期発見・早期解決できる身近なネットワークの構築を進めているが、担い手の人材不足等の課題があり、より一層の支援の検討が必要となっている。

「4 「しごと」と生活の安定」では、シンポジウムの開催や、障害者の短時間雇用の導入促進に向けた取組みに着手するなど、多様な働き方の確保、働く場の創造に向けた取組みを始めたところである。

今後も、これらの4つの方向性に基づく施策の推進により、国の掲げる地域共生社会の実現、本計画の基本理念であるソーシャルインクルージョンの実現を目指していく。